

(別紙)

諮問番号：令和8年諮問第1号

答申番号：令和8年答申第10号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、審査請求人に対して○保健所長（以下「処分庁」という。）がなした廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定による令和4年10月5日付け措置命令処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和元年6月頃、処分庁は、行為地の入口に廃棄物が堆積されている状況を確認した。
- 2 令和元年7月1日、処分庁は、監視パトロールにおいて、本件審査請求対象外甲（以下「甲」という。）が行為地で作業していることを確認した。
- 3 令和元年8月6日、審査請求人の代表者及び甲が処分庁の事務所に来所した。審査請求人の代表者は行為地に寺院を建設すること及び甲はその現場監督者であることを述べた。処分庁は、審査請求人の名称が書かれた甲の名刺を受領するとともに、審査請求人の代表者及び甲宛て、寺院の建設により発生した廃棄物を適正処理すること及び外部から廃棄物を持ち込まないようにすることを指導した。
- 4 令和元年8月29日、処分庁及び関係機関は、審査請求人の代表者及び甲等に対し、開発計画について合同ヒアリングを実施した。その際、処分庁は、寺院の建設により発生した廃棄物を適正処理するよう、審査請求人に指導票を交付した。
- 5 令和2年1月27日、処分庁は、行為地を立入調査し、甲に対し行為地の裏口に搬入された廃棄物について、搬入しないこと及び適正処理を指導した。
- 6 令和2年5月8日、処分庁は、審査請求人の代表者及び甲が行為地を訪問していることを確認した。甲は、行為地に堆積した廃棄物と土砂とを分ける作業を行っている旨を処分庁に申し立てた。
- 7 令和2年5月26日、行為地の所有者が、審査請求人の代表者に行為地の管理を委任している旨の申立書を処分庁に提出した。なお、行為地の所有者は、審査請求人の代表者との取決めは太陽光発電に土地を使用する事に関して委任したもの、と回答している。

- 8 令和2年6月1日、処分庁は、審査請求人の代表者、行為地の所有者その他の関係者を呼び出し、廃棄物の搬入は違法であり、搬入しないこと及び行為地に堆積した廃棄物の適正処理を指導した。
- 9 令和2年8月1日、処分庁は、甲が行為地において作業を実施していることを確認した。
- 10 令和2年8月7日、甲が本件審査請求外開発事業者を伴い処分庁の事務所に来所し、審査請求人の名称 現場責任者 甲と記載した事業工程表を処分庁に提出した。
- 11 令和3年2月6日、処分庁は、現場関係者から、審査請求人の代表者が行為地を訪れる予定であると確認した。
- 12 令和3年3月1日、甲は、処分庁に対し、行為地での作業について、審査請求人の代表者から指示があった旨を述べた。
- 13 令和3年3月17日、処分庁は、審査請求人及び審査請求人の代表者に対し、寺院建設及び審査請求人の事業の詳細について報告を求める文書を甲に交付した。
- 14 令和3年4月2日、甲は、審査請求人の代表者に対し報告を求める文書に対する回答時期について、処分庁に回答した（回答はなかった）。
- 15 令和3年5月20日、処分庁は、甲が行為地において作業を実施していることを確認した。
- 16 令和3年8月25日、処分庁は、行為地にクラックが生じていることから、甲に対して応急措置の実施を指導した。
- 17 令和3年9月12日、処分庁は、甲が行為地に保管されている審査請求人の名称が記載されたバックホウを使用して、行為地に堆積した廃棄物に発生したクラックの解消に係る作業を実施していることを確認した。
- 18 令和3年10月19日、審査請求人の代表者は、甲らを伴い行為地を訪れ、処分庁に対し事業計画に関する相談を実施した。その際に審査請求人の代表者は、自身が引き続き行為地の総責任者であると処分庁に説明した。
- 19 令和3年11月19日、処分庁は、甲が現場管理代理を任せているという本件審査請求対象外株式会社乙（以下「乙」という。）の従業員丙（以下「丙」という。）による廃棄物の搬入未遂を現認した。処分庁は、丙に当該廃棄物を持ち帰らせ、指導票を交付し、甲及び乙の代表者にこれ以上の廃棄物を持ち込まないよう指導した。甲は、審査請求人の代表者は自ら現場確認を行わず、甲に口頭とみられる注意程度しか行っていないなかったことを処分庁に述べた。
- 20 令和4年2月16日、審査請求人の代表者及び甲は行為地における不法投棄容疑で京都府警察に逮捕された。
- 21 令和4年3月30日、処分庁は、審査請求人に撤去指導文書を交付した。審査請求人の代表者は、処分庁に対し、甲に行為地の管理を任せていた、と説明した。
- 22 令和4年4月28日、審査請求人の代表者は、京都地方検察庁において不起訴となった。なお、甲は別途起訴された。
- 23 令和4年6月28日、処分庁は、甲らが表口行為地における廃棄物の撤去作業及びクラックが生じている箇所の応急的措置を実施したことを確認した。
- 24 令和4年8月3日、処分庁は、行為地で測量を行い、行為地に数千トンに及ぶ廃棄

物が堆積していることを確認した。

- 25 令和4年9月1日、処分庁は、審査請求人に対して、本件処分に当たって、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定による弁明の機会を付与した。
- 26 令和4年9月13日、審査請求人は、行政手続法第29条第1項の規定による弁明書を提出した。
- 27 令和4年10月5日、処分庁は、審査請求人に対し本件処分を行った。
- 28 令和4年12月27日、審査請求人は、審査請求書を提出した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人はおおむね次のとおり、審査請求人は不法投棄を行っていない等の理由から本件処分は不当であると主張し、本件処分の取消しを求めている。

(1) 措置命令対象者について

ア 審査請求人は、不法投棄を行っていない。

イ 法人の従業員によりその業務として不適正処理が行われた場合は法人もその責任を負担するとしても、甲らの不法投棄の行為の経過、状況、その行為がもたらす効果、従業員の意思、地位などの諸事情に照らし、甲らの不法投棄が審査請求人の業務活動の一環として行われたとは言えず、審査請求人は処分者に当たらない。

(ア) 審査請求人又は審査請求人の代表者が行為地に産業廃棄物を持ち込んだり、持ち込ませたりしたことはなく、審査請求人は産業廃棄物の不法投棄に関与していない。また、審査請求人の代表者は不法投棄の事実を知らなかったことから、審査請求人の代表者は不起訴処分となった。

(イ) 審査請求人の業務は行為地の管理に留まっていた。

(ウ) 審査請求人は行為地の所有者から管理を委託されたが、委託料を受け取っていないかった。

(エ) 審査請求人が甲に給与を支給したり、甲が健康保険、年金、失業保険に加入したりしたことはなく、甲は審査請求人の従業員ではなかった。

(オ) 甲らが産業廃棄物を搬入・投棄したことに対する報酬は、甲から審査請求人に入金されていなかった。

(カ) 甲は審査請求人のためや審査請求人の業務として不法投棄をしたとの意思を有していないはずである。

ウ 審査請求人は不法投棄が行われないように、令和元年頃、行為地の入口の門の設置、閉鎖、カメラの設置を了承して、必要な措置を講じてきたため過失はない。

審査請求人の代表者は行為地に設置された寺の施設を複数回訪問しているが、行為地は広大であり、また、審査請求人が管理する以前から産業廃棄物が投棄されており、廃棄物の増加による変化は分からなかった。また、甲は入口の門の閉鎖を解く方法を承知していたが、審査請求人は不法投棄が発覚するまで甲らが不法投棄を行っていたことを知らなかったのであるから、審査請求人が門の閉鎖、カメラの設置により第三者による不法投棄が防止できると考えたことに不合理性

はない。

(2) 措置命令対象物の特定について

審査請求人が行為地を管理するようになったのは、令和元年7月、寺院建立のため道路を造成するようになって以降であり、同月の時点では既に、産業廃棄物が投棄されていたため、どの廃棄物が同月以前に投棄された物であり、どの廃棄物が同月以降に投棄された物なのか不明であり、本件処分の対象は特定されておらず、違法である。

(3) 生活環境の保全上の支障について

ア 産業廃棄物の一部にクラックが生じていること、崩落の危険があることについて証拠の提出又は開示がなされていない。

イ 行為地は人里、河川から相当程度離れた山林の中であり、当該産業廃棄物が敷地外に流出する可能性、下流部の家屋や河川に影響が及ぶ可能性、生活環境保全上の支障が生じるおそれについて、具体的に証明されていない。

ウ 刑事処分を受けた甲らが撤去を行っていると聞いている。甲らが産業廃棄物を撤去していることにより、その危険性が相当程度減少している。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、審査請求人は不法投棄によって処分を行った者に当たる等のため、本件処分には何ら違法又は不当な点はなく、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求めている。

(1) 措置命令対象者について

ア 令和3年4月14日付け環循規発第 2104141号「行政処分の指針について(通知)」(以下「行政処分の指針」という。)第9の2の(2)の②に不適正処理が法人の業務として行われた場合には、法人に措置命令が行いうるとされている。

イ 本件処分の対象となった不法投棄について、審査請求人の代表者の不法投棄の事実の認識だけではなく、その行為の経過その他の諸事情に照らし不法投棄が行われた経緯を総合的に判断した結果、次のことから審査請求人の業務活動の一環として行われたものと認められ、審査請求人は処分者に当たる。

(ア) 令和元年8月6日、審査請求人の代表者は甲を伴い処分庁を訪れ、甲を審査請求人の現場管理責任者であると説明した。また、甲は審査請求人の代表者の同席の下で「審査請求人の現場管理責任者」との肩書きを記載した名刺を処分庁職員に提出していた。

(イ) 令和元年8月29日、審査請求人の代表者は甲及びその関係者を伴い処分庁を訪れ、甲を審査請求人の現場作業担当であると説明していた。

(ウ) 令和2年8月7日に甲は他事業者を伴い処分庁を訪れ、作成者は審査請求人の現場責任者である甲とする事業工程表を処分庁に提出していた。

(エ) 令和3年10月19日、審査請求人の代表者が甲及び業者を伴い、処分庁に対して事業計画の相談を行った際に、引き続き自らが行為地の総責任者であると説明していた。

(オ) 行為地に審査請求人の名称が記載されたバックホウが保管されていた。

(カ) 甲が当該バックホウを使用して産業廃棄物に係る作業を行っていた。

ウ 刑事処分を受けた甲らが撤去を行っているかどうかは、本件措置命令処分の要件とされていない。

エ 令和元年7月以降に門の閉鎖、令和2年1月以降にカメラの設置がされていた状況で、行為地では産業廃棄物の量が地形を変える規模にまで増加するに至っていたところ、審査請求人の代表者及び甲は、少なくとも令和2年5月8日及び令和3年10月19日に、共に行為地を訪れて審査請求人の業務に従事していた。

したがって、審査請求人の代表者は廃棄物量の増加による変化が分からなかった、また、甲等が不法投棄を行っていたことを知らなかったのであるから審査請求人が門の閉鎖、カメラの設置により第三者による不法投棄が防止できると考えたことに不合理性はないとする審査請求人の主張には理由がない。

オ 入口の門の閉鎖を解く方法を承知していた甲に、審査請求人の代表者は管理を任せ続けた。また、審査請求人の代表者は、行為地を複数回訪れており、行為地の変化があったにもかかわらず、行政機関に何ら相談や情報提供を行っていないことから、不法投棄されないために審査請求人が必要な措置を講じたとは認められない。

(2) 措置命令対象物の特定について

ア 審査請求人が管理するようになったという令和元年7月以降、新たな産業廃棄物の処分を確認した。本件処分は、審査請求人が行為地を管理する期間に不法投棄し、又は不法投棄させた産業廃棄物を対象として行ったものである。

イ 審査請求人が行為地を管理していた期間に不法投棄し、又は不法投棄させた産業廃棄物が、地形を変えてしまう規模で行為地に存在していることは、弁明書に係る関係物件（以下「本件関係物件」という。）として提出した「確認された廃棄物の範囲が変化していることの説明」の現場写真から明らかであることから、本件処分の対象となる産業廃棄物の特定は適切である。

(3) 生活環境の保全上の支障について

ア 産業廃棄物が不法投棄された行為地の一部にクラックが生じており、崩落の危険があることについては、令和3年8月25日に処分庁が行為地を立入調査し、それらの状況を甲とともに確認しているとともに、甲に対し、クラックが生じている箇所の産業廃棄物を撤去・適正処理することによって崩落の危険性を除去すべきことを指導していた。

その後、甲らは、令和4年6月28日に処分庁職員立会いの下、産業廃棄物の撤去作業とともに、地表面のクラックの一部を表面上見えなくする作業を行ったが、応急的な措置に過ぎず、クラックの規模に対して使用した重機の規模からしても、地中部分のクラックまで修復し、崩落の危険性を完全に除去できる措置であったとは認められない。そのことは、当該作業後も再び地表面にクラックが生じ、崩落の危険性が継続していることから明らかであって、審査請求人の代表者及び審査請求人代理人も令和4年11月29日に行為地でその状況を確認している。

イ ダンプで行為地に搬入された産業廃棄物は、法面の成型や小段の設置といった崩落の防止のために必要な措置が行われることなく、そのまま急勾配で堆積し、

放置され、その結果、その一部にクラックが生じて崩落の危険性が生じている。行為地の下流部には家屋や河川が存在し、通常人をして、人の生活に密接な関係のある環境に対して支障が生じるおそれがあると思わせるに相当な状態であると認められる。

ウ 甲らが令和4年6月28日に撤去した産業廃棄物の量は4 t ダンプ2台分(6.5 m³)であるが、崩落のおそれがあるとして撤去を命じた行為地内の産業廃棄物の量(3,325 m³)と比較してごくわずかであることから、行為地において崩落の起きる危険性が相当程度減少しているとする審査請求人の主張には理由がない。

第5 法令の規定について

- (1) 法第12条第1項において、事業者の産業廃棄物の処理について、事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならないとされている。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「法施行令」という。）第6条第1項において、法第12条第1項の規定による産業廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、次のとおりとするとされ、同項第3号において、その規定の例によることとされた法施行令第3条第1号イ(1)において一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすることとされている。
- (3) 法第19条の5第1項において、産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができることとされ、同項第1号において、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者とされている。
- (4) 行政手続法第13条第1項において、行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、弁明の機会を付与しなければならないこととされている。
- (5) 行政手続法第29条第1項において、弁明は、行政庁が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面を提出してするものとするとしている。
- (6) 行政処分の指針第9の2の(1)の③において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることとされている。
- (7) 行政処分の指針第9の2の(2)の②において、不適正処理が法人又は個人事業主の従業者等によりその業務として行われた場合には、法人又はその個人事業主にもその責任を負わせるものであるため、不適正処理が法人又は個人事業主の業務として行われた場合には、不適正処理を行った個人（従業者のほか、上記のとおり責任が認められる法人の役員等も含む。）と、法人又は個人事業主の双方に措置命令が行い得るとされている。さらに、なお書として、法人又は個人事業主の業務として行われた場合とは、従業者の行為が事業主の本来の業務内容の一部をなす場合のほ

か、その行為の経過、状況、その行為がもたらす効果、従業者の意思、地位などの諸事情に照らし、その行為が事業主の業務活動の一環として行われたと判断される場合をいうとされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 措置命令対象者について

本件関係物件である、令和元年8月6日付け事務連絡処理票、令和2年8月7日付け事務連絡処理票及び令和3年9月12日付け監視結果報告に添付されている名刺、事業工程表の資料及び写真から、審査請求人、審査請求人の代表者及び甲が行っていた対外的な活動は、審査請求人の名を表明した下で行われていたことが認められた。

また、令和元年8月6日付け事務連絡処理票、令和元年9月2日付け事務連絡処理票（令和元年8月29日の合同ヒアリングについて記載したもの）、令和2年5月8日付け事務連絡処理票、令和3年10月21日付け事務連絡処理票（令和3年10月19日の相談について記載したもの）及び審査請求人からの本件審査請求書から、処分庁は、審査請求人、審査請求人の代表者及び甲を一体的に指導していたことが認められた。

これらから、甲が審査請求人の従業員であると処分庁が判断していたことには合理的な理由があると認められる。

また、行為地には適正処理を指導すべき産業廃棄物が存在し、審査請求人が土地所有者から行為地の管理を委任されていたことを踏まえると、処分庁が、審査請求人の代表者及び行為地において審査請求人の業務に従事していた甲を指導の対象としていたことにも合理的な理由があると認められる。

審査請求人は、行為地の所有者から管理に係る委託料を受け取っていなかったこと、甲に給与を支給したり、甲が健康保険、年金、失業保険に加入したりしたことがなく従業員ではなかったことを主張しているが、金銭の授受は審査請求人と土地所有者や甲との当事者間の事情に過ぎず、審査請求人が本件処分の対象にならないとする理由とはならない。

これらの諸事情と行政処分の指針第9の2の(2)の②を踏まえると、処分庁が、当該不法投棄が審査請求人の業務活動の一環として行われたと判断したことには合理性があり、審査請求人を本件処分の対象としたことに違法又は不当な点は認められない。

加えて、審査請求人は、刑事手続において審査請求人の代表者が不起訴処分とされたことを理由として、本件不法投棄に関与していないと主張しているが、行政処分と刑事処分とは目的、手続が異なり、相互に独立して行うものである。行政処分は行政庁が違反行為の事実を客観的に認定した場合に行うものであって、処分庁が認定した事実を基に審査請求人を本件処分の対象としたことに違法又は

不当な点は認められない。

イ 措置命令対象物の特定について

本件関係物件である令和2年5月26日付け土地所有者からの申立書並びに審査請求人からの本件審査請求書及び反論書から、審査請求人は令和元年頃、行為地の入口の門を閉鎖し、同年7月以降、行為地を管理していたことが認められた。

また、本件関係物件である写真を見ると、令和2年から令和4年までの期間中に産業廃棄物の量が増加して、地形が変わったことが認められた。

以上のことから、審査請求人が行為地を管理する期間中に地形が変わるほどの産業廃棄物が搬入されたことが認められ、本件処分において、処分庁が対象物を行為地において、審査請求人が行為地を管理する期間に不法投棄し、又は不法投棄させた産業廃棄物と特定したことに違法又は不当な点は認められない。

なお、本件関係物件である、令和4年11月29日付け事務連絡処理票から、行為地の現状及び措置命令対象物について、処分庁から審査請求人の代表者及びその代理人に対して説明されたことが認められる。

ウ 生活環境の保全上の支障について

本件関係物件である、廃棄物が流出するおそれを認めたことの説明及び廃棄物が急峻な角度で堆積されていることの説明の写真及び図から、行為地に埋め立てられた産業廃棄物にクラックが生じており崩落の危険があることが認められ、行為地の状況について、処分庁が、行政処分の指針にも照らして、産業廃棄物が崩落し、敷地外に流出し、家屋や河川に影響が及ぶおそれがあると判断したことに違法又は不当な点は認められない。

エ 本件処分に至る手続について

処分庁は、本件処分に当たり、審査請求人に対し令和4年9月1日付け弁明通知書により行政手続法第13条第1項第2号に規定する弁明の機会を付与しており、当該弁明通知書を受けて、審査請求人から同年9月12日付けで同法第29条第1項に規定する弁明書が提出されている。

処分庁は、当該弁明書提出後の令和4年10月5日に本件処分を行っており、本件処分に至る手続は、適正に行われたものと認められる。

オ よって、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会 第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和8年1月19日 審査庁が審査会に諮問

令和8年3月17日 第1回調査審議（第2部会）

令和8年4月25日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和8年5月20日 第3回調査審議（ 〃 ）

令和8年6月25日 第4回調査審議（ 〃 ）

令和8年6月25日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

本件処分の争点は、審査請求人が措置命令対象者であるか、措置命令対象物が特定されているか、本件処分時点で生活環境の保全上の支障があったかの3点であるから、以下検討する。

(1) 審査請求人が措置命令対象者であるか

令和元年8月6日、審査請求人の代表者は、処分庁に甲を現場管理責任者と紹介し、甲の名刺には審査請求人の名称が記載されていた。その他第3記載の経過に照らし、審査請求人には行為地の管理及び廃棄物の搬入の主体であるという認識があったと言わざるを得ない。

また、行為地には適正処理を指導すべき産業廃棄物が存在し、審査請求人が土地所有者から行為地の管理を委任されていたことを踏まえると、処分庁が、審査請求人を指導の対象としていたことにも合理的な理由があると認められる。

これらの状況から、行政処分の指針第9の2の(2)の②を踏まえると、処分庁が、当該不法投棄が審査請求人の業務活動の一環として行われたと判断したことには合理性があり、審査請求人を本件処分の対象としたことに違法又は不当な点は認められない。

(2) 措置命令対象物が特定されているか

審査請求書において、審査請求人は令和元年頃に行為地の入口に門を設置して閉鎖した旨を主張しており、令和元年7月1日付け事務連絡処理票、令和2年5月8日付け事務連絡処理票、令和2年8月1日付け監視結果報告書等から、令和元年7月以降、甲がしばしば行為地に入出入りして作業を行っていることが確認できることから、審査請求人が行為地を管理し、産業廃棄物を搬入していたものと認められる。

また、本件関係物件である令和4年3月16日付け事務連絡処理票及び同年8月3日付け供覧文書等に添付の行為地に係る写真を見ると、令和2年から令和4年までの期間中に産業廃棄物の量が増加して、地形が変化していたことが認められる。

以上のことから、審査請求人が行為地を管理する期間中に地形が変化するほどの産業廃棄物が搬入されたことが認められ、審査請求人が対象物を行為地において、

その管理する期間に不法投棄し、又は不法投棄させたと処分庁が特定したことに違法又は不当な点は認められない。

(3) 本件処分時点で生活環境の保全上の支障があったか

本件関係物件である令和4年8月3日付け供覧文書に添付の写真及び令和4年3月16日付け事務連絡処理票に添付の地形図を確認すると、表口行為地及び裏口行為地のどちらにもクラックが存在し、崩落の危険性があったことが認められる。また、行為地の崖下にはそれぞれ河川及び住宅があったことが認められる。行為地の状況について、処分庁が、行政処分の指針にも照らして、産業廃棄物が崩落して敷地外に流出し、家屋や河川に影響が及ぶおそれがあると判断したことに違法又は不当な点は認められない。

また、令和4年6月29日付け事務連絡処理票（同月28日に甲らが行為地内の産業廃棄物の撤去作業を行ったことが分かるもの）及びその添付の行為地に係る写真から、甲らが同月28日に撤去した産業廃棄物の量は4 t ダンプ2台分（6.5 m^3 ）であることが認められる。さらに、同年8月3日付け供覧文書等に添付の行為地における産業廃棄物の堆積量の測定結果から、当該堆積量は3,325 m^3 であることが認められる。甲らが撤去した産業廃棄物の量（6.5 m^3 ）は行為地内の産業廃棄物の量（3,325 m^3 ）と比較してごくわずかであることから、行為地において崩落の起きる危険性が相当程度減少しているとする審査請求人の主張には理由がない。

2 判断

以上から、処分庁の判断について違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	関戸	幸一